



福住地区で伝建地区制度がスタートします

福住下・杵木・福住中・福住上・川原・安口西・安口東・西野々の8集落の住民の皆さんにご協力いただき、伝統的建造物群保存地区（伝建地区）制度導入に向けて取り組んでおりましたが、このたび平成24年7月19日付けで、福住地区の旧街道沿いの町並みが伝建地区に指定されました。今後は町並みを守っていくために、一定のルールにもとづいて町並みの保存と活用を進めることとなりますので皆さんのご理解とご協力をお願いします。

篠山市教育委員会 社会教育・文化財課

「伝建地区になったらどうなるの？」



建物を新築・修理したり、取り壊ししたりする場合には、許可が必要になります。

伝建地区内で建物を新築したりする場合、事前に許可を受ける必要があります。建築などをお考えの方は、事前に教育委員会までご相談ください。

【許可が必要となる主な場合】

建物などの新築、建て替え、増築、取り壊し、外壁の色の変更など

看板の設置 太陽光パネルの設置 宅地の造成 樹木の伐採 その他

内部のリフォームなど許可申請が不要な場合があります

町並みの景観を守るために、許可には一定の基準があります



古い建物の修理や、町並みに合った外観の改修などに対する補助金の制度があります。

【補助金の概要】（平成25年度から実施予定）

種 別	補助率	上限額
特定物件 （修理）	80%	建物
		門・塀
特定物件以外 （修景）	60%	建物
		門・塀

特定物件...所有者の同意にもとづいて指定した建物など

国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定されることにより、国・県の補助金を活用した建物の修理・修景事業を実施することができます。平成24年中の重伝建地区選定を目指して、現在手続きを進めています。

内部のリフォームは補助金の対象となりません

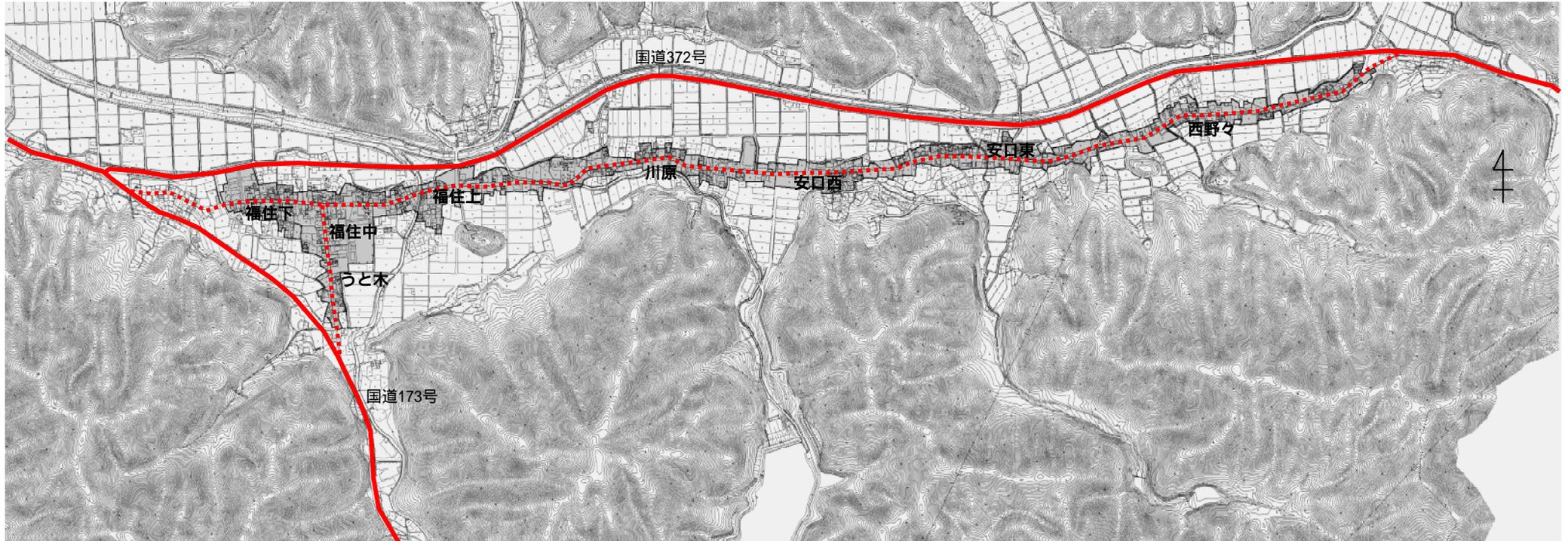
別途、補助事業の実施希望のアンケートをお配りしますので、回答にご協力ください

伝建地区のことについて 何でもお気軽にご相談ください

篠山市教育委員会 社会教育・文化財課 文化財・太古の生きもの係

電話 079 - 552-5792 (FAX 8015) メール syakaikyoiku_div@city.sasayama.hyogo.jp

篠山市福住伝統的建造物群保存地区の範囲



【伝統的建造物群保存地区の概要】

名称：篠山市福住伝統的建造物群保存地区

面積：約25.2ヘクタール

範囲：篠山市福住、川原、安口、西野々の各一部

(自治会：福住下、うと木、福住中、福住上、川原、安口西、安口東、西野々)

法令等：文化財保護法、都市計画法、篠山市伝統的建造物保存地区保存条例

伝建地区の詳しい範囲は篠山市教育委員会社会教育・文化財課までお問い合わせください